

**【令和2年度】**  
**千歳市バス・タクシー安心利用促進支援事業**  
**補助金募集要領**

## 1 事業の目的

本事業は、国による都市間移動制限が解除され、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなか、公共交通機関の利用が増加する冬期に向けて、市民に安心して公共交通を利用していただくため、市内を運行するバス事業者及びタクシー事業者を対象に、抗ウイルス・抗菌加工を車両内に施す経費に対して助成を行い、公共交通事業者の継続的な感染防止対策の推進を図ることを目的として実施します。

## 2 補助対象事業

「3 補助対象事業者」に該当する事業者が、道路交通法他関係法令を遵守した上で実施する、「4 補助対象車両」内における抗ウイルス・抗菌加工に対して補助金を交付します。

また、抗ウイルス・抗菌加工をした上で実施するその他の感染症対策（高性能フィルター付空気清浄機等の導入、運転席仕切りカーテン障壁等の設置、手指消毒液等の設置（利用者が乗降時等に直接使用するものに限る））についても補助対象事業とします。

## 3 補助対象事業者

- (1) 市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
- (2) 市内小中学校又は市内公立大学のスクールバスを運行するバス事業者等
- (3) 市内に営業所を置き、運賃を時間距離併用制としているタクシー事業者
- (4) 市内に営業所を置き、福祉輸送事業限定の許可事業を行うタクシー事業者
- (5) 長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会及び東千歳バス運行協議会とバスの運行に関して委託契約を締結する事業者

## 4 補助対象車両

- (1) 路線バス事業者 市内を運行する路線バス車両
- (2) スクールバス事業者 市内小中学校又は公立千歳科学技術大学に通学する児童生徒等を送迎するスクールバス車両
- (3) タクシー事業者 自動車検査証の使用の本拠の位置が千歳市内の住所である車両のうち、北海道運輸局公示第53号「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」の別表2における車種区分において「中型車」「小型車」に区分されている車両
- (4) 福祉タクシー事業者 自動車検査証の使用の本拠の位置が千歳市内の住所である車両（緑ナンバーに限る）
- (5) 協議会等 市内を運行する車両

## 5 補助限度額

- (1) 路線バス事業者 及び スクールバス事業者 1車両当たり 10万円
- (2) タクシー事業者 及び 福祉タクシー事業者 並びに 協議会等  
1車両当たり 1万円

## 6 事業実施期間

令和2年8月1日から令和3年3月31日

※国が実施する「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」を活用して対策を講じた場合については、補助事業実施期間前に実施した事業も補助対象となります。

## 7 補助対象経費

- (1) 抗ウイルス・抗菌加工に係る経費（施工前に実施する車内清掃費含む）
- (2) 抗ウイルス・抗菌加工をした上で実施するその他の感染症対策に係る経費（高性能フィルター付空気清浄機等の導入、運転席仕切りカーテン障壁の設置、手指消毒液の設置（利用者が乗降時等に直接使用するものに限る）、その他市長が認めるもの）
- (3) 国や北海道からの補助金を当該経費の一部に充当した場合は、補助対象経費から国等の補助金の額を控除します。

※以下については補助対象経費に含まれない。

- ・ 補助事業に関係のない物品購入などの経費
- ・ 直接人件費（仕切りを設置した社員の人件費等）
- ・ 本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
- ・ 消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額
- ・ 購入者及び購入した内容が確認できるレシート・領収書等の帳票類が不備の経費（品目・数量が不明なもの、帳票類がないもの）
- ・ 契約から支払までの一連の手続きが、補助事業実施期間内に行われていない経費
- ・ 設置後の維持費やメンテナンス、撤去にかかる経費
- ・ 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費等

### 抗ウイルス・抗菌対策に使用する溶剤について

以下の要件を満たしている溶剤を使用してください。

- ① ISO等による抗ウイルス試験方法において、SIAA（抗菌製品技術協議会）における抗ウイルス性能基準と同等以上の効果が認められていること。
- ② 人体への悪影響が認められないこと。
- ③ 国内の公共交通機関において導入・施工の実績があること。

※要件を満たす溶剤の製品例

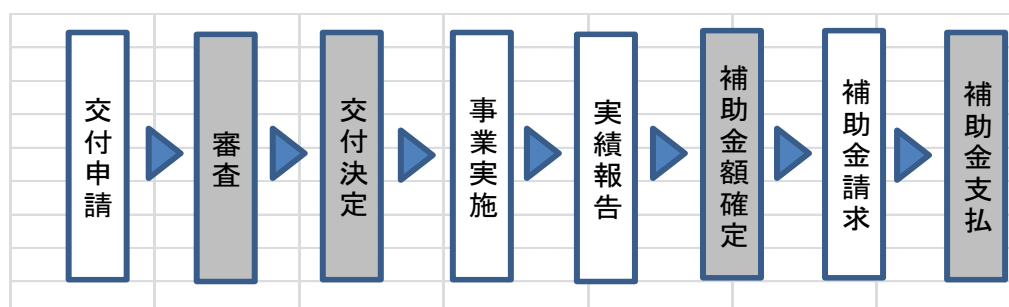
製品名	溶剤メーカー	分類
エコキメラ	YOOコーポレーション	無機抗菌剤
セルフィール	ニチリンケミカル	空気触媒
アヴァンコート	アヴァンティ	光触媒

注)溶剤の性能を最大限引き出すため、抗ウイルス・抗菌加工の施工に当たっては、専門業者による施工のみを補助対象としており、自らが施工するものは補助対象となりません。

## 8 交付の条件

- (1) 車両内に抗ウイルス・抗菌加工後は、車両の内外にその旨をPRするステッカー等を掲示し、広く利用者に周知すること。
- (2) 国が実施する「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」など、他の補助制度の対象となる場合は、それらの補助制度を活用した上で本補助制度を活用すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

## 9 交付申請から補助金交付までの流れ



### 1 交付申請

- (1) 申請方法（受付期間内に必要書類を提出してください。窓口でも可）  
 [受付期間] 令和2年8月7日（金）～令和2年9月30日（水）※消印有効  
 [必要書類] 6頁「交付申請時必要書類一覧」のとおり  
 [提出先] 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地  
 千歳市企画部主幹（交通政策担当） 宛
- (2) 申請に係る書類は、千歳市のホームページに掲載しております。

## 2 審査結果及び交付決定

- (1) 申請内容を審査し、交付すべきと認めたものについて交付決定し、交付決定通知書により通知します。なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
- (2) 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告書の提出を受けた後、補助金の額を確定します。

## 3 事業実施

- (1) 抗ウイルス・抗菌施工や手指消毒液の購入等は事業実施期間内（令和3年3月31日まで）に実施してください。事業実施期間外に実施した場合、補助金の支払いはできません。
- (2) 事業に要する経費については、補助対象事業者の名称が宛先となっていること、支払額の内訳が記載されている領収書類を受領するなど、出所を明確にしてください。レシートの場合は、補助対象事業者の名称を補記してください。
- (3) 実績報告において、領収書、レシートの写しなど経費が確認できる書類を確認します。関係書類は整理の上、保管してください。

## 4 実績報告書の提出

補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を提出してください。提出されていない場合、補助金の支払いはできません。

## 5 補助金額の確定

- (1) 実績報告書の審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときに補助金の交付額を確定し、確定通知書（第7号様式）により通知します。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

## 6 補助金の請求及び支払

補助金の確定通知を受けた後、請求書（第8号様式）を提出してください。補助金は、請求書提出後に支払われます。

# 10 その他留意事項

## 1 関係書類の保存及び検査

補助対象事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業

の完了した年度の翌年度から5年間保存してください。

## 2 補助金の交付決定の取消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 補助金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき

## 1 1 お問い合わせ

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市企画部主幹（交通政策担当） 小椋・峯田

TEL：0123-24-0897

E-mail：koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

## 【交付申請時必要書類一覧】

### 交付申請書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 補助金の算出根拠等が確認できる書類（見積書、事業内容の分かる仕様書など）
- ③ 道路運送法の規定による当該事業の許可書の写し
- ④ 自動車検査証の写し（申請書提出後に補助対象車両の購入を予定している場合は、購入後速やかに自動車検査証の写しを提出すること）
- ⑤ 国等による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類（国庫補助事業要望調査票など）

### 実績報告書類

- ① 実績報告書（第6号様式）
- ② 感染防止策の実施に係る経費が確認できる書類（領収書・レシートの写しなど）
- ③ 抗ウイルス・抗菌加工の施工状況写真 及び その他の感染症対策を実施した場合は、実施後の状況が確認できる写真（車両10台につき、1台程度の写真を添付すること）
- ④ 抗ウイルス・抗菌加工の施工をPRするステッカー等の車両への掲示が確認できる写真（車両10台につき、1台程度の写真を添付すること）
- ⑤ 国等による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類（国庫補助事業に係る実績報告書及び補助金額確定通知書の写しなど）